

発注者支援業務委託契約約款新旧対照表

新	旧
<p>第1条から第3条 (略)</p> <p>(権利義務の譲渡等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 受注者が<u>部分払</u>等によってもなおこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の委託料債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>第5条から第19条 (略)</p> <p><u>(適正な委託期間の設定)</u></p> <p><u>第19条の2 発注者は、委託期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。</u></p> <p>第20条から第23条 (略)</p> <p>(不可抗力による損害)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、<u>同項</u>の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>第25条から第29条 (略)</p> <p>(部分引渡し)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定において準用する第27条第1項の規定により<u>受注者が</u>請求することができる部分引渡しに係る委託料の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前2項において読み替えて準用する第27条第1項の<u>規定による</u>請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。</p> <p>第31条から第35条 (略)</p>	<p>第1条から第3条 (略)</p> <p>(権利義務の譲渡等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 受注者が<u>前払金の使用</u>等によってもなおこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の委託料債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>第5条から第19条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第20条から第23条 (略)</p> <p>(不可抗力による損害)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、<u>前項</u>の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>第25条から第29条 (略)</p> <p>(部分引渡し)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定において準用する第27条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る委託料の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前2項の<u>規定</u>において読み替えて準用する第27条第1項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。</p> <p>第31条から第35条 (略)</p>

発注者支援業務委託契約約款新旧対照表

新	旧
<p>第35条の2 発注者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。</p> <p>(1) 受注者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条の排除措置命令を受け、かつ、当該命令に係る抗告訴訟（行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項に規定する抗告訴訟をいう。以下同じ。）を提起しなかったとき。</p> <p>(2) 受注者が、独占禁止法第62条第1項の納付命令を受け、かつ、当該命令に係る抗告訴訟を提起しなかったとき。</p> <p>(3) 受注者が第1号又は前号の抗告訴訟を取り下げたとき。</p> <p>(4) 受注者が第1号又は第2号の抗告訴訟を提起した場合において、当該訴訟についての訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。</p> <p>(5) 受注者又はその使用人その他の従業者について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の刑が確定したとき。</p> <p>（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）</p> <p>第36条 第34条各号又は第35条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、<u>第34条又は第35条</u>の規定による契約の解除をすることができない。</p> <p>第37条から第41条 （略）</p> <p>（発注者の損害賠償請求等）</p> <p>第42条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、完了期日の翌日から業務を完了する日までの期間の日数に応じ、委託料の額（<u>第30条の規定による部分引渡し</u>）があるときは、当該<u>部分引渡しに係る委託料の額</u>を控除した額）に年3パーセントの割合を乗じて計算した額とする。</p> <p>（発注者の違約金請求等）</p> <p>第42条の2 次の各号のいずれかに該当するときは、前条の損害賠償に代えて、受注者は、委託料の額の10分の1に相当する金額を違約金として発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。</p> <p>(1) 第34条又は第35条の規定により業務の完了前にこの契約が解除されたとき。</p> <p>(2) 業務の完了前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。</p> <p>(3) 次に掲げる者が契約を解除したとき。</p> <p>イ 受注者について破産法（平成16年法律第75号）第30条第1項の規定により破産手続開始の決定がされた場合における同法第31条第1項の規定により選任された破産管財人</p>	<p>第35条の2 発注者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約を解除することができる。</p> <p>(1) 受注者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条の排除措置命令を受け、かつ、当該命令に係る抗告訴訟（行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項に規定する抗告訴訟をいう。以下同じ。）を提起しなかったとき。</p> <p>(2) 受注者が、独占禁止法第62条第1項の納付命令を受け、かつ、当該命令に係る抗告訴訟を提起しなかったとき。</p> <p>(3) 受注者が第1号又は前号の抗告訴訟を取り下げたとき。</p> <p>(4) 受注者が第1号又は第2号の抗告訴訟を提起した場合において、当該訴訟についての訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。</p> <p>(5) 受注者又はその使用人その他の従業者について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の刑が確定したとき。</p> <p>（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）</p> <p>第36条 第34条各号又は第35条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、<u>前2条</u>の規定による契約の解除をすることができない。</p> <p>第37条から第41条 （略）</p> <p>（発注者の損害賠償請求等）</p> <p>第42条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、完了期日の翌日から業務を完了する日までの期間の日数に応じ、委託料の額（<u>業務の出来形部分</u>）があるときは、当該<u>出来形部分に対する委託料相当額</u>を控除した額）に年3パーセントの割合を乗じて計算した額とする。</p> <p>（発注者の違約金請求等）</p> <p>第42条の2 次の各号のいずれかに該当するときは、前条の損害賠償に代えて、受注者は、委託料の額の10分の1に相当する金額を違約金として発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。</p> <p>(1) 第34条又は第35条<u>若しくは第35条の2</u>の規定により業務の完了前にこの契約が解除されたとき。</p> <p>(2) 業務の完了前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。</p> <p>(3) 次に掲げる者が契約を解除したとき。</p> <p>イ 受注者について破産法（平成16年法律第75号）第30条第1項の規定により破産手続開始の決定がされた場合における同法第31条第1項の規定により選任された破産管財人</p>

発注者支援業務委託契約約款新旧対照表

新	旧
<p>ロ 受注者について会社更生法（平成14年法律第154号）第41条第1項の規定により更生手続開始の決定がされた場合における同法第42条第1項の規定により選任された管財人</p> <p>ハ 受注者について民事再生法（平成11年法律第225号）第33条第1項の規定により再生手続開始の決定がされた場合における当該受注者又は同法第64条第2項の規定により選任された管財人</p> <p>2 （略）</p> <p>（不正行為に伴う損害の賠償）</p> <p>第42条の3 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前2項の規定は、第26条第3項 <u>又は第4項（第30条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）</u> の規定により成果品の引渡しを受けた後においても適用があるものとする。</p> <p>4 （略）</p> <p>第43条 （略）</p> <p>（契約不適合責任期間等）</p> <p>第44条 （略）</p> <p>2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害<u>額</u>の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。</p> <p>3～8 （略）</p> <p>第45条以下 （略）</p>	<p>ロ 受注者について会社更生法（平成14年法律第154号）第41条第1項の規定により更生手続開始の決定がされた場合における同法第42条第1項の規定により選任された管財人</p> <p>ハ 受注者について民事再生法（平成11年法律第225号）第33条第1項の規定により再生手続開始の決定がされた場合における当該受注者又は同法第64条第2項の規定により選任された管財人</p> <p>2 （略）</p> <p>（不正行為に伴う損害の賠償）</p> <p>第42条の3 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前2項の規定は、第26条第3項 <u>から第5項まで</u> の規定により成果品の引渡しを受けた後においても適用があるものとする。</p> <p>4 （略）</p> <p>第43条 （略）</p> <p>（契約不適合責任期間等）</p> <p>第44条 （略）</p> <p>2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害<u>等</u>の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。</p> <p>3～8 （略）</p> <p>第45条以下 （略）</p>